

第 10 期和光市長寿あんしんプラン策定検討会議設置要領

（設置）

第 1 条 第 10 期和光市長寿あんしんプラン（以下「第 10 期計画」という。）の策定にあたり、専門的かつ実務的な視点から必要な事項を検討するため、和光市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の下に、第 10 期和光市長寿あんしんプラン策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の基本方針及び施策の体系に関すること。
- （2）計画の具体的事業内容及び目標値の設定に関すること。
- （3）現状分析、アンケート調査の結果分析及び課題の整理に関すること。
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、計画策定に関し必要な事項。

（組織）

第 3 条 検討会議の委員（以下「検討委員」という。）は、次に掲げる者のうちから協議会の会長が指名する。

- （1）協議会の委員
- （2）学識経験を有する者

（検討会議の議長等）

第 4 条 検討会議に議長を置き、検討委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は、検討会議を総理し、検討会議の状況及び結果を協議会に報告する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する検討委員がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 検討会議の会議は、議長が招集する。

- 2 検討会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、検討委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 検討会議の庶務は、健康部長寿あんしん課において処理する。

（補則）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議の議長が協議会の会長と協議して別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この要領は、令和 8 年 6 月 5 日から施行し、第 10 期計画の策定が完了したときにその効力を失う。

（和光市長寿あんしんプラン策定検討会議設置要領の廃止）

- 2 和光市長寿あんしんプラン策定検討会議設置要領（令和 5 年 3 月 24 日決裁）は、廃止する。